

「営繕工事における総合評価落札方式の適用について」 令和4年度改正概要

令和4年3月 北海道建設部建築局

1 技術職員の育成・確保の評価基準の運用改善

技術評価項目		評価基準		評価点	
担い手の育成・確保	技術職員の育成・確保	①又は ②の 大きい方	①若手技術者の育成・確保(※1)	技術職員の35歳未満の割合が15%以上、又は、新規技術者(35歳未満)が1%以上	0.50
			②技術職員総数の確保(※2)	技術職員の総数が同数以上	0.50
				技術職員の総数の減少数が1~2人、又は、減少率が4%以下(※3)	0.25
				技術職員の総数の減少数が3人、又は、減少率が6%以下(※3)	0.10
		上記該当なし			0.00

- (※1) 直近の経営事項審査の「若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況」による
 (※2) 直近とその前の経営事項審査申請時の技術職員の総数の比較
 (※3) 減少数=(直近の前の技術職員の総数)-(直近の技術職員の総数)
 減少率=(減少数)÷(直近の前の技術職員の総数)×100% (小数点以下は切捨)

2 施工計画審査タイプI型【簡易な施工計画】の提案数削減

入札参加者・発注者の負担軽減のため、**施工計画タイプI型で、各評価事項の提案数を削減。**

1つの評価項目について、求める提案数(所見)の数

現行 **2つ**

変更 **1つ**

様式I-1 (施工計画審査タイプI型)

簡易な施工計画【工程管理に係る技術的所見】

工事名：
会社(企業体)名：

事項	所見の具体的内容	評価
(記入例) (1) 市街地における交通事情や周辺施設等への配慮を要する場合において、工程遅延防止のために、あらかじめ対処しておくべき技術的な工夫に関する事項	1つ	
	2つ	
(記入例) (2) 工事を所定の工期内に完成		



様式I-1 (施工計画審査タイプI・II型)

簡易な施工計画【工程管理に係る技術的所見】

工事名：
会社(企業体)名：

事項	所見の具体的内容	評価
(記入例) (1) 市街地における交通事情や周辺施設等への配慮を要する場合において、工程遅延防止のために、あらかじめ対処しておくべき技術的な工夫に関する事項	1つ	
(記入例) (2) 工事を所定の工期内に完成		

3 その他

(1) 技術評価項目「主任(監理)技術者の継続教育」における特例措置

新型コロナウイルス感染防止の影響で、研修等の機会が減少していることを踏まえ、引き続き、評価基準の緩和措置を適用する。

- 各実績証明書発行団体の推奨単位の1/2以上を取得している場合に評価
(外構工事については、ガイドラインの主任(監理)技術者の継続教育に準じて適用)

(2) 施工計画審査タイプ【技術力重視型】の試行

1億円～3億円の工事で、工事内容や地域実情等により、技術力を重視した評価タイプを試行できる。

● 評価項目
「施工計画審査タイプⅡ型」から、地域建設業経営環境評価を除く

技術評価項目	施工計画審査タイプⅡ型	施工計画審査タイプⅡ型 【技術力重視型】
簡易な施工計画	10.00	10.00
企業の施工能力	10.00	10.00
配置予定技術者	2.50	2.50
担い手の育成・確保	2.50	2.50
地域の守り手確保	2.25	2.25
地域建設業経営環境評価	3.00	
計	30.25	27.25

(3) 工事ごとに評価項目等を設定している標準型の案件について

評価項目及び提案数の設定に際しては、入札参加者が過度な負担とならないように配慮すること。

4 適用日・適用工事

令和4年4月1日以後に公告を行う工事から適用する。